

令和4年4月12日

2・3年生の保護者のみなさま

大阪市教育委員会
大阪市立東三国中学校
校長 羽田 佳弘

学習者用端末等の貸与に係る手続きのお願い

平素より、本市ならびに本校の教育活動にご協力をいただき、ありがとうございます。本市におきましても、ICTを効果的に活用した教育を推進するため、令和2年度より、1人1台学習者用端末等を整備いたしました。

この学習者用端末等は本市の備品であり、すべての生徒が卒業するまでの間、学校内のはか、家庭等においても持ち帰り学習として活用いただくことを可能としております。そのため、学校においてはお子様に対し、大切に扱うよう指導するとともに、故障等が発生した場合に備えて予備機を用意することで、学習者用端末を活用した学びが継続できるよう取り組んでいるところです。

学習者用端末等の貸与にあたり、故意による破損や、重大な過失による紛失等が発生した場合につきましては、ご家庭に弁済していただくことも考えられるため、この度弁済を求める基準を明確にし、改めて使用上のルールに関する書類を配付させていただきます。

つきましては、令和4年4月に改正いたしました「学習者用端末等使用条件」、「学習者用端末等貸付要綱」、「学習者用端末等貸付要領」をご確認の上、お手数ですが令和4年4月18日までに担任あてに別紙「確認書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、これまでと同様に、使用ルールの範囲内の活用において故障等が発生した場合につきましては、弁済していただくことはありません。